

# 岩手D P A T運用計画

## 第1 目的

この計画は、岩手D P A T運営要綱（平成28年10月28日保健福祉部長決裁。以下「要綱」という。）に基づき、岩手県知事（以下「知事」という。）が指定した岩手D P A T指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）が、県内で災害等が発生した場合に、効果的に活動を行うことができるよう、具体的な運用等を定めるものである。

## 第2 出動要請の基本的な考え方

- 1 知事は、県内で災害等が発生し、要綱第7条の出動基準に該当する場合は、被災地域に速やかに到着できる指定医療機関に対し、岩手D P A Tの出動を要請する。
- 2 被災の状況により、同時に複数の岩手D P A Tの出動要請を行う場合又は順次出動要請を行う場合がある。

## 第3 情報の共有等

- 1 知事は、いわて医療情報ネットワーク及び広域災害・救急医療情報システム並びに災害時診療概況報告システム（J-SPEED）等を活用して、岩手D P A Tの活動に必要な情報を収集し、情報の共有化に努める。
- 2 知事は、必要に応じて、市町村及び消防機関等に対し、岩手D P A Tの活動情報を提供し、後方支援を依頼する。

## 第4 指定医療機関における状況把握

岩手D P A Tを構成する班員が所属する指定医療機関の長は、出動した岩手D P A Tの活動状況を常時把握するとともに、必要な支援を行うものとする。

## 第5 岩手県D P A T調整本部

- 1 知事は、要綱第7条の出動基準に該当する災害等が発生した場合は、必要に応じて、県内のD P A T活動を統括するために、県庁内に岩手県D P A T調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。
  - (1) 調整本部を設置する際は、岩手D P A T統括者（以下「D P A T統括者」という。）及び調整本部員を配置し、調整本部の業務を処理させるものとする。
  - (2) 調整本部員は、原則として、県障がい保健福祉課職員、県精神保健福祉センター職員及び岩手D P A T等が、その役割を担うものとする。
- 2 調整本部は、岩手県災害医療コーディネーター設置要綱（以下「コーディネーター設置要綱」という。）に定める災害医療本部コーディネーター及びD M A T調整本部等と連携を図りながら、次の業務を行うものとする。
  - ア D P A Tの出動要請調整及び派遣先調整
  - イ 指定医療機関に対する災害状況等の情報提供
  - ウ 県内で活動する全てのD P A Tの指揮、調整及びロジスティクス
  - エ 岩手県災害対策本部、D P A T活動拠点本部等との連絡及び調整
  - オ 県内の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報収集

- カ 患者移送及び受入れの総合調整
- キ DPATの活動が円滑に行われるための支援
- ク 厚生労働省及びDPAT事務局との情報共有
- ケ その他必要な業務

## 第6 DPAT活動拠点本部

- 1 知事は、岩手DPATの出動を要請した場合は、必要に応じて、被災地域の保健所圏域又は市町村単位でのDPAT活動を統括及び調整するために、原則として災害等が発生した地域内の保健所等にDPAT活動拠点本部（以下「活動拠点本部」という。）を設置する。
  - (1) 活動拠点本部を設置する際は、活動拠点本部統括者及び活動拠点本部員を配置し、活動拠点本部の業務を処理させるものとする。
  - (2) 活動拠点本部統括者は、DPAT統括者が指名するものとする。
  - (3) 活動拠点本部統括者及び活動拠点本部員は、原則として、県精神保健福祉センター職員、岩手DPAT及び保健所等が、その役割を担うものとする。
- 2 活動拠点本部は、調整本部の指揮のもと、コーディネーター設置要綱に定める地域コーディネーター、保健所、市町村、精神科医療機関及び医師会等と連携を図りながら、次の業務を行うものとする。
  - ア 参集したDPATの指揮及び調整
  - イ 被災地域の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報収集
  - ウ 調整本部、他の活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整
  - エ その他必要な業務

## 第7 患者の移送等

活動拠点本部は、被災地域内の精神科医療機関等から被災地域外の他の精神科医療機関等へ患者を移送する必要がある場合は、必要に応じて、調整本部に対し、受入れ先となる医療機関等の調整を依頼するものとする。

### 附 則

この計画は、平成28年11月1日から運用する。

### 附 則

この計画は、平成29年12月27日から運用する。

### 附 則

この計画は、平成31年3月1日から運用する。